

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則及び知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第1条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成11年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第8条関係） [略] <u>社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人岩手県観光協会（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人岩手県下水道公社（昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。）</u> [略] <u>財団法人岩手県国際交流協会（平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人岩手県林業労働対策基金（平成3年10月31日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人岩手県生物工学研究センター（平成4年2月1日に財団法人岩手県生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人ふるさといわて定住財団（平成5年5月20日に財団法人ふるさといわて定住財団という名称で設立された法人をいう。）</u> <u>財団法人さんりく基金（平成6年5月2日に財団法人三陸地域総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</u> [略]	別表第3（第8条関係） [略] <u>公益社団法人岩手県農業公社</u> <u>公益財団法人岩手県観光協会</u> [略] <u>公益財団法人岩手県下水道公社</u> [略] <u>公益財団法人岩手県国際交流協会</u> <u>公益財団法人岩手県林業労働対策基金</u> <u>公益財団法人岩手県生物工学研究センター</u> <u>公益財団法人ふるさといわて定住財団</u> <u>公益財団法人さんりく基金</u> [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第2条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第16条関係） [略] <u>社団法人岩手県農業公社（昭和46年3月29日に社団法人岩手</u>	別表第3（第16条関係） [略] <u>公益社団法人岩手県農業公社</u>

<p><u>県農地管理開発公社</u>という名称で設立された法人をいう。)</p> <p><u>財団法人岩手県観光協会</u>（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>[略]</p> <p><u>財団法人岩手県下水道公社</u>（昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。)</p> <p>[略]</p> <p><u>財団法人岩手県国際交流協会</u>（平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)</p> <p><u>財団法人岩手県林業労働対策基金</u>（平成3年10月31日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。)</p> <p><u>財団法人岩手生物工学研究センター</u>（平成4年2月1日に財団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。)</p> <p><u>財団法人ふるさといわて定住財団</u>（平成5年5月20日に財団法人ふるさといわて定住財団という名称で設立された法人をいう。)</p> <p><u>財団法人さんりく基金</u>（平成6年5月2日に財団法人三陸地域総合研究センターという名称で設立された法人をいう。)</p> <p>[略]</p>	<p><u>公益財団法人岩手県観光協会</u></p> <p>[略]</p> <p><u>公益財団法人岩手県下水道公社</u></p> <p>[略]</p> <p><u>公益財団法人岩手県国際交流協会</u></p> <p><u>公益財団法人岩手県林業労働対策基金</u></p> <p><u>公益財団法人岩手生物工学研究センター</u></p> <p><u>公益財団法人ふるさといわて定住財団</u></p> <p><u>公益財団法人さんりく基金</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。